

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

滋賀厚生年金 事案 802

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成16年3月31日、同年7月12日及び同年12月1日の標準賞与額をそれぞれ、3万6,000円、20万円及び25万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月31日
② 平成16年7月12日
③ 平成16年12月1日

申立期間に支給された賞与からいずれも厚生年金保険料が控除されているが、年金記録に反映されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び預金通帳の写しから、申立人は、平成16年3月31日、同年7月12日及び同年12月1日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は3万6,000円、申立期間②は20万円、申立期間③は25万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず不明であり、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和22年7月1日から同年7月5日までの期間について、事業主は、申立人が同年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月5日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月1日から23年9月12日まで

被保険者記録照会の調査結果によると、「A（姓）B（名）」の加入記録があるが、漢字氏名、生年月日及び加入期間が相違するというので記録訂正にはならなかった。

当時、C事業所には13人ほどの従業員がおり、A姓は、私と「D」さんの二人しかいなかった。年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶及び同僚等の証言から、申立人がC事業所に勤務していたことが認められる。

また、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳を見ると、同名簿には、生年月日の記載が無く、申立人と名前の読みが同一の「A（姓）B（名）」（厚生年金保険ノ記号番号：*、資格取得年月日：昭和22年7月1日、資格喪失日：同年7月5日）及び同台帳には、生年月日が昭和5年*月*日と記載されている申立人と名前の読みが同一の「A（姓）B（名）」（記号番号：*、資格取得年月日：昭和22年7月1日、資格喪失日：同年7月5日）の基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

さらに、同僚の息子がC事業所に勤務したことがあるとする者は、「A姓は、申立人とDさんの二人しかいなかった。」と証言しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において「A（姓）D（名）」の被保険者記録が確認

できる。

これらのことから判断すると、申立期間のうち、昭和 22 年 7 月 1 日から同年 7 月 5 日までの期間について、申立人は、C 事業所に勤務し、事業主は、申立人が同年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 7 月 5 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録から、600 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 22 年 7 月 6 日から 23 年 9 月 12 日までの期間に係る B 事業所における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無については、同僚の証言からは確認できない上、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在も不明であることから確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 804

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和20年10月10日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年10月10日に訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月1日から同年10月10日まで

A社勤務期間中に徴兵され、終戦後の昭和20年10月にBから復員したにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険加入記録が17年6月1日から20年3月1日までとなっているので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、C県発行の履歴書から、昭和20年3月1日に陸軍に徴集され、同年10月10日に復員した軍歴が確認できる。一方、オンライン記録によると、申立人は、17年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年3月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、資格喪失日の記載は無く、「終戦による自然喪失(21.4.1現在の名簿になし)」と記載されている上、当該資格喪失日は陸軍に徴集された期間であるため、当該日に被保険者としての資格を喪失していたとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に徴集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被

保険者期間とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立人の資格喪失日は、昭和 20 年 10 月 10 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、30 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（30万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月19日

平成15年12月の賞与支給時に厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、私の年金記録にその記録が無い。当時の担当者が賞与支払届の提出を失念したものであるとのため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賞与台帳の記録及び申立人から提出された預金通帳の写しから、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（30万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年12月19日の標準賞与額（30万9,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和55年10月1日）及び資格取得日（昭和57年1月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和55年10月から56年9月までは20万円、同年10月から同年12月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から57年1月21日まで
昭和54年3月にA社に入社した。その後、現在に至るまでの間、一度も休（退）職することなく勤務していたはずであるが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

この間、昭和56年*月*日には第*子が誕生していることから、健康保険に加入していなかったとは考えられない。

事業主及び同僚からの在籍証明書があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和54年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、55年10月1日に資格を喪失後、57年1月21日に同社において再度資格を取得しており、55年10月から56年12月までの期間の被保険者記録が無い。

しかし、現在A社の代表取締役及び当時の同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社において、昭和54年4月1日から57年1月21日までの期間に資格を取得した18人について見ると、途中、他の事業所において資格取得している者など2人を除き、厚生年金保険の加入記録が継続しており、途中に欠

落期間は見られない。

さらに、申立期間当時の経理担当者は、「申立人は申立期間中も継続勤務しており、1年以上もの間、被保険者記録が無いことは考えられない。厚生年金保険と健康保険は同時加入で、A社では従業員には必ず加入させていた。申立人は当時お子さんが*人いたので、健康保険が無いと困るはずである。」と供述している。

加えて、A社の登記簿謄本によると、申立期間当時、申立人は同社の役員には就任していなかったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後のオンライン記録及び同様の業務に従事していた同僚の記録から、昭和55年10月から56年9月までの期間は20万円、同年10月から同年12月までの期間は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、i) 社会保険労務士が厚生年金保険料の納付事務を行っており、会社として変な介入はできないと考えられること、ii) 昨今の年金記録問題にかんがみると、当社が保険料をきちんと納付していたにもかかわらず、申立人の記録だけが抜け落ちていたという事実は絶対無いとはいえないこと、iii) 当社が保険料を預かっているのに納付を怠ったという短絡的な考え方には納得がいかず、反対に支払を怠ったとする内容の資料等を提示してほしいと文書により意見を表明しているが、当時、事務処理を担当していた社会保険労務士事務所は、「当時の届出等の記録は残っていないため、届出を行ったかどうかについては、不明である。」と回答しているところ、厚生年金保険の記録と雇用保険の記録が一致しており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難い上、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは、通常の事務処理では考え難い。

これらのことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年10月から56年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 807

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和45年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年4月は2万6,000円、同年5月から同年7月までの期間は2万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年8月1日まで
昭和45年3月に高等学校を卒業し、同年4月1日付けで自宅から通勤可能なA事業所に入社した（勤務地は、B）。
ところが、C試験にも合格していたことから、勤務開始からしばらくたったころ、地元のD事業所から来ないかとの勧誘があり、昭和45年7月31日付けでA事業所を退職した。

この間、一日も休まず勤務したことを覚えているし、給与支給内訳明細書もあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人から提出された給与支給内訳明細書により、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が保管している厚生年金保険被保険者証には、被保険者資格の取得日は昭和45年4月1日とされている。

さらに、A事業所に照会したところ、「申立人の履歴が残っていないため、在籍を確認できない。」と回答しているところ、A事業所が「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」に基づき、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和38年10月1日であり、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から、申立人及び同僚18人が同事業所において、45年4月1日を資格取得日として払い出されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証に記載された厚生年金保険被保険者番号については、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人の氏名が記載されている欄に、「欠番」と押印され、二重線で取り消されており、その理由について年金事務所は、「記録が残っておらず、不明。」と回答するなど、当時の社会保険事務所における記録管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和45年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、給与支給明細内訳書の報酬額から昭和45年4月は2万6,000円、同年5月から同年7月までの期間は2万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成17年1月を30万円、同年2月を28万円、同年3月及び同年4月を30万円、同年5月を34万円、同年6月を28万円、同年7月を30万円、同年8月を32万円、同年9月を30万円、同年10月を32万円、同年11月を30万円、同年12月を32万円、18年1月を30万円、同年2月から同年9月までの期間を32万円、同年10月を34万円、同年11月を32万円、同年12月を34万円、19年1月及び同年2月を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月5日から19年3月1日まで

A事業所に勤務していた平成17年1月から19年2月までの期間についてねんきん定期便に記載された標準報酬月額から算定した厚生年金保険料より、給与明細書から控除されている厚生年金保険料の方が多いため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成17年1月を30万円、同年2月を28万円、同年3月及び同年4月を30万円、同年5月を

34万円、同年6月を28万円、同年7月を30万円、同年8月を32万円、同年9月を30万円、同年10月を32万円、同年11月を30万円、同年12月を32万円、18年1月を30万円、同年2月から同年9月までの期間を32万円、同年10月を34万円、同年11月を32万円、同年12月を34万円、19年1月から2月までの期間を32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格取得時及び定時決定の標準報酬決定通知書について、正しい標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該標準報酬月額等に見合う保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料及び保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月30日から同年5月1日まで

A社に昭和45年4月2日に入社し、平成14年3月15日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の記録、雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立人がA社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和46年5月1日にA社B支店からC社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和46年3月のオンライン記録及び厚生年金基金加入員資格喪失届の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、厚生年金基金加入員資格喪失届の資格喪失年月日が昭和46年4月30日から同年5月1日に訂正されていることについて、A社の総務担当者は、当該訂正時の状況は確認できず、厚生年金保険料納付義務の履行及び正しい届出の有無については不明であると回答している。しかしながら、事業主が同年5月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いこと

から、当初、事業主は、同年4月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たことが推認できるが、厚生年金基金の資格喪失日について訂正の手続が行われた可能性があり、その場合には、厚生年金保険について同様に事業主が資格喪失日の訂正に係る手続を行ったがい然性があることから、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年7月12日から26年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を25年7月12日、資格喪失日を26年8月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を、25年7月から同年9月までは5,000円、同年10月は8,000円、同年11月は6,000円、同年12月は7,000円、26年1月から同年7月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月17日から26年8月ごろまで

私は、昭和25年の春からBにあった勤務先で、終日、C部品のD作業の仕事をしていました。Bでは1か月半ぐらい勤務した。その後、E地区にあったFという会社の一角で同様の仕事をするようになった。毎日30人ぐらいの労働者がG地区からE地区の職場へトラックに乗って移動した。

また、昭和25年9月の台風の際は電車で通勤したことを覚えている。翌年の夏ごろに今月で終わりだと言われた。E地区で勤務していた時の記録が抜けているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

H県が保管する申立人に係る「I労働者に係る前渡資金支払証^{しょうひようしょ}憑書及び特別調達資金支払証憑書」(以下「支払証憑書」という。)により、申立人が、25年7月12日から26年3月までの期間及び同年7月についてA事業所で勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、昭和26年4月から同年6月までの支払証憑書は確認できないが、申立人の当該期間においても継続して勤務していたとする供述内容、及び同年3月の支払証憑書において、労働者管理番号を意味すると考えられる「Pass NO」

が「*」とされているところ、同年7月の「Pass NO」も「*」と記載されており、両支払証憑書に退職及び雇用に関する記載が無いことなどから、雇用が中断したとは考え難く、申立人が当該期間についても継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間のうち、昭和25年7月から26年7月までの標準報酬月額については、H県が保管する申立人に係る支払証憑書に記載されている厚生年金保険料控除額から、25年7月から同年9月までは5,000円、同年10月は8,000円、同年11月は6,000円、同年12月は7,000円、26年1月から同年3月までの期間及び同年7月は8,000円とし、同年4月から同年6月までについては、支払証憑書は無いが、当該期間の前後の支払証憑書から8,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業ではなくなっていると考えられ、申立期間当時の事業主にも連絡が取れないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年7月から26年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和25年5月17日から同年7月11日までの期間については、H県が保管する申立人に係る同年5月の支払証憑書の備考欄に同年5月17日に退職したことを意味すると考えられる「Released on 17th May 1950」の記載、同年7月の支払証憑書の備考欄には同年7月12日に再雇用したことを意味すると考えられる「Empld 12」の記載がそれぞれあるとともに、労働者管理番号を意味すると考えられる「Pass NO」が同年4月の支払証憑書の「*」から同年7月の支払証憑書の「*」に変更されていることが確認できる。

また、申立人は元同僚の名前を記憶していないため、申立期間当時、A事業所で厚生年金保険被保険者であった者のうち11人を抽出して調査を行ったところ、回答のあった8人のいずれもが申立人のことを記憶していないとしており、当該期間における申立人の勤務状況を確認することができない。

このほか、申立人が昭和25年5月17日から同年7月11日までの期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 811

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月12日、16年7月12日、同年12月15日及び17年7月11日は15万4,000円、同年12月14日は15万円、18年7月10日及び同年12月11日は15万4,000円、19年7月10日及び同年12月10日は16万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日
② 平成16年7月12日
③ 平成16年12月15日
④ 平成17年7月11日
⑤ 平成17年12月14日
⑥ 平成18年7月10日
⑦ 平成18年12月11日
⑧ 平成19年7月10日
⑨ 平成19年12月10日

A事業所において申立期間に支給された賞与に係る記録が厚生年金保険の記録から抜けている。支給された賞与からは、厚生年金保険料が控除されていた。調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人に係る賞与の銀行振込の利用明細書、申立人が所持する賞与支払明細書及び預金通帳により、申立人に対し、平成15年12月12日、16年7月12日、同年12月15日、17年7月11日、同年12月14日、18年7月10日、同年12月11日、19年7月10日及び同年12月10日に

賞与が支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細書に記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年12月12日、16年7月12日、同年12月15日及び17年7月11日は15万4,000円、同年12月14日は15万円、18年7月10日及び同年12月11日は15万4,000円、19年7月10日及び同年12月10日は16万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所（当時）に提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 812

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を平成7年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月31日から同年4月1日まで

A社B工場内での人事異動時(A社本籍であるC部からB工場籍であるD課への異動)の厚生年金保険の資格取得日の相違により、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白期間が生じている。退職した事実は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書、E健康保険組合から提出された申立人に係る「適用台帳」及びF企業年金基金から提出された加入者記録票により、申立人がA社に継続して勤務し(平成7年3月31日にA社本社から同社B工場に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、E健康保険組合から提出された健康保険被保険者資格取得届及びF企業年金基金加入者記録票によると、標準報酬月額は36万円となっているが、申立人の給与明細書を見ると、標準報酬月額41万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準

報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。このため、申立期間の報酬額から、標準報酬月額を 38 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、E 健康保険組合から提出された健康保険被保険者資格取得届を見ると、申立人及び同僚(一人)の A 社 B 工場における組合員資格の取得日は、当初、平成 7 年 4 月 1 日として届出され、その後同年 3 月 31 日に訂正されていることが確認できるところ、同僚については、次回異動に合わせた 8 年 10 月に厚生年金保険被保険者の資格取得日についても 7 年 4 月 1 日から同年 3 月 31 日に訂正されていることがオンライン記録により確認できるが、申立人については、このような処理が行われた形跡が見当たらないことから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月

平成9年5月の国民年金保険料の納付記録が確認できないことに納得できない。自分の記憶では、A社を退職後に国民年金の加入手続をして納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付したはずであると主張しているが、申立人は、申立期間の国民年金保険料に関し、納付金額や納付場所に関する記憶が曖昧^{あいまい}なため、納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金保険料納付済期間のうち、平成10年10月から11年3月までの分については10年10月30日に、13年3月から同年5月までの分については同年4月27日に、同年7月から14年3月までの分については13年7月16日に、それぞれ免除申請が行われ、19年9月3日にこれらの保険料が追納されていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間の保険料について現年度納付されたとは推認し難い。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの期間、62年1月から63年9月までの期間及び平成元年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から61年3月まで
② 昭和62年1月から63年9月まで
③ 平成元年8月から同年11月まで

申立期間が未納とされているが、私の国民年金は母親が確かに納付していたはずである。調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その母親が昭和59年1月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金の加入手続は平成3年10月ごろに行われ、厚生年金保険の資格喪失日である昭和62年1月31日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることが確認できることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

申立期間②については、上記の加入手続を受け、当該期間の被保険者資格が平成3年10月25日に追加処理されていることがオンライン記録により確認できる上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、制度上、時効により保険料を納付することはできない。

申立期間③については、申立人の母親は、「時期は定かではないが、役所で社会保険事務所（当時）に行くよう促され、出向いて指示どおり保険料をすべて納付した。」と回答しているが、上記のとおり、申立人の国民年金の加入手続は、平成3年10月ごろ行われていることが確認でき、オンライン記録及び加入手続の時期から元年12月から3年3月までの国民年金保険料が過年度納付されているが、当該期間に係る保険料については、納付された形跡は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付にはかかわっておらず、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月から同年12月まで

A社で働いていた平成17年に、社会保険事務所(当時)から、払っていない15年から17年にかけての2年分の国民年金保険料の納付書が家に届いた。納付できるお金が用意できた時に、家から近いB町のコンビニエンスストアへ納付しに行っていた。ところが、国の記録では、申立期間については未納とされている。申立期間の保険料も他の期間と同様に納付していたので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、送付されてきた納付書で、3万円と15万円ほどを分けて納付したことを記憶しているが、申立人の主張のとおり、申立期間以降の平成16年1月及び同年2月の保険料(2万6,600円)が18年2月28日に納付され、また、16年3月から17年2月までの保険料(15万9,600円)が18年4月28日に納付されていることが確認できる。

しかしながら、平成16年1月及び同年2月の保険料が納付された18年2月28日の時点においては、申立期間は、制度上、時効により保険料を納付できない期間である。

また、B町が保管する「国民年金適用関係受付処理簿」によると、申立人は、平成18年1月23日に加入手続を行ったことが確認できる上、C年金事務所が保管する申立人の資格取得届を見ても、同届が同日付けでB町において受理された後、同年1月31日にC社会保険事務所(当時)へ進達され、さらに同年2月2日にD社会保険事務局事務センター(当時)において入力処理されていることが確認できることから、保険料納付の時効(2年間)にかからない申立期間後の納付書のみが作成され、時効により納付できない申立期間の納付書は

作成されなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 3 月 20 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 30 年 7 月 4 日から 31 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 32 年 1 月 27 日から同年 4 月 24 日まで
④ 昭和 34 年 9 月 13 日から 35 年 1 月 10 日まで

職場を変わる度に、厚生年金保険の記録が抜けているが、職場が変わった理由はすべて異動先の会社の要望によるものであったため、勤務が途切れたことは無く、厚生年金保険の未加入の期間は無いはずなので、申立期間①及び④はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社において、厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び④について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により当該期間において被保険者記録及び所在の確認できた同僚 14 人に照会した結果 10 人から回答があり、そのうち 1 人は、申立人のことを記憶していたものの、申立人が申立期間に在籍していたかどうかは記憶に無いと証言している。

また、A社の事業主は、「会社を閉鎖して 12 年から 13 年経過しており、当時の書類は既に廃棄してしまったが、社会保険の事務はきちんとしており、今までこのようなことは言われたことがない。」と回答している上、前述の 10 人のうち、申立人のことを記憶している 1 人を含む 8 人は自身の年金記録に誤りは無いと回答している(残る 2 人は自身の年金記録についての回答無し。)

さらに、申立期間①直後の昭和 29 年 9 月 1 日から申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できる申立期間②に係る申立事業所であるB社の同僚は、「B社では、ほぼ例外なく 3 か月程度の試用期間が設けられていたことから、申立期間①については、B社に在籍し試用期間中とされていた可能性が強いのではないか。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間①及び④において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周

辺事情等は見当たらない。

申立期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により当該期間において被保険者記録及び所在の確認できた同僚6人に照会した結果、3人から回答があり、そのうち1人は申立人のことを記憶していたものの、申立人が申立期間に在籍していたかどうかは記憶にないと証言している。

また、申立期間②直後の昭和31年4月1日から申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できる申立期間③に係る申立事業所であるC社の事業主は、申立人の同社への入社経過について、「私が会社を立ち上げるに当たり、A社に勤務していた者が、B社に勤務していた申立人を連れて当社に入社してきた。」と証言しているところ、A社におけるその者の資格喪失日は30年7月30日、申立人のB社における資格喪失日は同年7月4日であることから、申立人はC社に入社するため、同年7月3日にB社を退職したものと考えるのが自然である上、当該事業主は、「C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和31年4月1日であるが、個人事業所であった期間もあり、それ以前から事業を行っていた。」とも証言している。

さらに、B社は既に解散していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できない。

このほか、申立人が申立期間②において、B社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

申立期間③について、申立人はC社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和31年4月1日に同社において被保険者資格を取得し、同社が適用事業所ではなくなった32年1月27日に、事業主と共に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、事業主は「そのころに、私自身は事業から手を引いた。」と回答している。

また、C社は既に解散しており、当該事業主は、「当時の資料も廃棄しており、それ以上のことは不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できない。

このほか、申立人が申立期間③において、C社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 814

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 1 月 1 日から 8 年 3 月 1 日まで

年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与月額と大きく相違している。

その後、社名がB社に変更されてからは、給与明細書の金額に近い標準報酬月額となったので、A社の期間についても、実際に支給された給与月額に基づいた年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 6 年 1 月から 7 年 12 月については、申立人から提出のあった当該期間の給与明細書を見ると、事業主により給与から控除された厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額と同額であり、申立人が主張する報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料控除は行われていないことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 8 年 1 月及び同年 2 月については、申立人は給与明細書を所持していない上、申立期間直後に厚生年金保険被保険者期間が確認できる申立事業所の関連事業所であったB社の元代表取締役、A社に係る申立期間当時の事務手続について照会したところ、「当時の賃金台帳等の資料

は廃棄している上、当時の状況を知る元社長は他界しており、また、当時の担当者にも連絡が付かないため、正確なことは分からないが、私が社長代行となった平成8年から給与事務関係を、Cに完全委託した。それ以前の事務手続については、当時の状況を知る者がいないため不明なもの、残業代や手当の一部を加味せずに申告していたため、C委託後の標準報酬との差が生じた可能性もある。」と証言している。

さらに、オンライン記録において、さかのぼって標準報酬月額の見直しが行われた形跡も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月 21 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 57 年 7 月 16 日から 58 年 6 月 6 日まで

申立期間①について、A社に在籍し、同社が管理する会社の寮に夫婦住み込みで、Bの仕事をしていた。医者にも行き、保険証もあった。申立期間②については、C社でパートだったが、正社員と同じ時間勤務した。いずれの期間も厚生年金保険の加入記録が漏れているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に昭和 45 年 5 月 21 日から 46 年 12 月 18 日まで在籍していたと申し立てているが、雇用保険の記録によると、申立人の同社における被保険者資格の取得日は 45 年 12 月 1 日、離職日は 46 年 12 月 17 日であることが確認でき、これはオンライン記録と一致している。

また、A社が保管している社会保険加入者台帳によると、同社における申立人の厚生年金保険への加入期間は昭和 45 年 12 月 1 日から 46 年 12 月 18 日までであることが確認でき、これもオンライン記録と一致している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

申立期間②について、C社は、「昭和 57 年、58 年の賃金台帳及び厚生年金保険資格取得者・喪失者の中に申立人の氏名は見当たらない。」と回答している。

また、申立期間②当時、C社において厚生年金保険の被保険者であった同僚に照会したものの、申立人のことを記憶している同僚がおらず、申立人の勤務実態について証言を得ることができない上、当該期間について雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、C社に係る厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年7月1日から25年3月1日まで
申立期間は、AにあったB事業所というCの製造、販売会社で営業の仕事をしていた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするB事業所について、事業所名簿及びオンライン記録において、同事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、類似の名称の事業所名で確認を行った結果、類似の名称の厚生年金保険適用事業所をD県内で1事業所確認することができたものの、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人及び申立人が記憶している3人の同僚の氏名は確認できない。

さらに、申立人が当該事業所の所在地であったとする地域を管轄する法務局からは、当該事業所名及び類似の名称の事業所名での商業登記の記録は見当たらないとの回答を得ている。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 11 日から 31 年 7 月 11 日まで
厚生年金保険加入記録によると、私の A 社における厚生年金保険の資格取得日は昭和 31 年 7 月 11 日となっている。しかし、私が同社に採用されたのは、30 年 7 月 11 日であり給与から保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 社に継続して勤務していたと申し立てているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録のある元同僚 19 人のうち 11 人から回答が得られたものの、申立人の勤務開始時期を確認できる供述は得られず、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを確認することができなかった。

また、A 社は、「昭和 30 年から 31 年当時の人事記録等の記録が確認できず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の控除については不明である。」と回答しており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳においても、申立期間に係る記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 818

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 14 日から同年 5 月 2 日まで
申立期間については、A事業所に勤務しており、当然、厚生年金保険も加入してもらっていると思っていた。在職中にやけどをして病院にかかったので、独自に病院にも照会したが、不明であるとの回答であったので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A事業所に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、A事業所は昭和 39 年 5 月 6 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主や当時の経理担当者の連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における当該事業所での勤務実態について確認できない。

また、当時の同僚に照会したが、申立人の勤務期間を特定することはできない上、同僚 4 人は、本人が記憶する入社時期と厚生年金保険の資格取得日が異なっている（入社時期から厚生年金保険資格取得日までの空白期間が 1 か月の者が 1 人、3 か月の者が 1 人、7 か月の者が 2 人）と供述している。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。